



生活再建

◆被災ローン減免制度(個人版私的整理ガイドライン)

東日本大震災の影響によって、震災前の住宅ローンなどの借入れを返済できなくなった被災者が、一定の要件のもとで債務を免除または減額を受けることができる制度です。義援金や支援金のほかに原則として500万円までの現預金を手元に残し、残りの現貯金と土地の買い上げ代金をローンの返済にあて、残った債務は免除されます。【お問い合わせ】一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会 コールセンター(電話:0120-380-883)

◆母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子(父子)家庭や寡婦の方に、経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、「修学資金」をはじめ各種資金を貸し付ける制度です。神奈川県内の市域にお住まいの方は各市児童福祉所管課、町村域の方は県保健福祉事務所が相談窓口となります。また、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市にお住まいの方は、それぞれの市で貸付を行いますので、直接お問い合わせください。【お問い合わせ】神奈川県 子ども家庭課(電話:045-210-1111 内線4671)



修学支援

◆震災遺児に対する自治体の奨学金制度

⇒いわての学び希望基金奨学金

申請のあった学年から大学等卒業まで返還不要の奨学金を給付します。【お問い合わせ】岩手県教育委員会 事務局教育企画室(電話:019-629-6108)

⇒東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金

申請のあった学年から大学等卒業まで返還不要の奨学金を給付します。【お問い合わせ】宮城県 教育庁総務課(電話:022-211-3611)

⇒福島県東日本大震災子ども支援基金給付金

申請のあった学年から大学等卒業まで、生活および修学を支援するための給付金を給付します。【お問い合わせ】福島県 子ども・青少年政策課少子化対策担当(電話:024-521-7198)

◆福島県奨学資金

福島県出身者が経済的理由により修学が困難である場合に、奨学資金を貸与する制度です。

※東日本大震災により被災し経済的に修学困難となった高校生等に対しては、柔軟な返還免除制度を設けた貸与(震災特例採用)を行っています。

対象:福島県出身の高等学校・専修学校(高等課程)の生徒、大学・短期大学・高等専門学校の学生

【お問い合わせ】在学する学校、または福島県教育庁高校教育課(電話:024-521-7775)

◆生活福祉資金貸付制度

他の貸付制度が利用できない、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を目指す貸付制度です。なお、母子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫、金融機関などの融資が利用できる場合は、そちらが優先されます。【お問い合わせ】お住まいの地域の市町村社会福祉協議会

◆災害地域生保契約照会制度

災害救助法が適用された地域で被災された方が、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等に、生命保険契約の有無を照会することができます。原則として、ご照会対象者(被災された方)のご家族(配偶者、親、子、兄弟姉妹)のみが利用できます。【お問い合わせ】一般社団法人生命保険協会 災害地域生保契約照会センター(フリーダイヤル:0120-001-731)

◆日本学生支援機構

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)および大学院で学ぶ人を対象とした、国が実施する貸与型の奨学金です。第一種奨学金(無利息)、第二種奨学金(利息付)がありますが、東日本大震災の被災世帯の学生への支援として、「震災復興枠」の条件を満たす学生は、第一種奨学生への推薦を受けられる場合があります。【お問い合わせ】在学している学校を通じて問い合わせください

◆中央共同募金会「東日本大震災震災遺児支援事業」

東日本大震災による震災遺児で、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、大学(短期大学を含む)に在学中の子どもに対して、返済の必要のない修学資金を給付します。【お問い合わせ】社会福祉法人中央共同募金会 総務部 修学資金係 専用フリーダイヤル:0120-768-660(平日 午前9時30分から午後5時30分まで) 専用メールアドレス:shikin@c.akaihane.or.jp Webサイト:http://www.akaihane.or.jp/er/shinsai_iji.html

◆みちのく未来基金

民間企業3社が設立した基金をもとに、東日本大震災の遺児を対象に、高校卒業後の進学先(大学・短大・専門学校)に入学し卒業するまで返済不要の給付金を支給します。一律給付ではなく進学先に応じて必要額が給付されること、人数制限がないことが特徴です。【お問い合わせ】公益財団法人みちのく未来基金(電話:022-343-9996)

発行者: 特定非営利活動法人 かながわ避難者と共にあゆむ会

【連絡先】〒231-0011 横浜市中区太田町4-47 コーワ太田ビル7F「かながわ避難者と共にあゆむ会」宛
【活動拠点】〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民活動サポートセンター
Tel:045-312-1121(内線4142) [受付時間:午後1時~5時(日祝を除く)] Fax:045-312-1862
メール:info@hinansha-shien.net ホームページ:http://hinansha-shien.net/
協力:神奈川県、かながわ避難者支援会議



■活動支援金のお願ひ

私たちの活動をサポートして下さる方からの活動支援金(1口1,000円)を受け付けております。ご協力よろしくお願ひいたします。ゆうちょ銀行 振替口座 00250-7-101771 加入者名:かながわ避難者と共にあゆむ会

ともにあゆむ

2015 5月
第8号

個人向けの被災者支援制度

主な支援制度には以下のようなものがあります。このほかにも自治体ごとにさまざまな手当・給付金、貸付、税金の減免や徴収猶予などの制度がありますので、詳しくは被災時にお住まいだった自治体の相談窓口、法テラスや横浜弁護士会などによる無料相談を利用されてはいかがでしょうか。

住宅編



◆応急仮設住宅・借り上げ住宅

応急仮設住宅・借り上げ住宅の供与期間は、岩手県と宮城県については入居日から5年間、福島県は平成28年3月末までとなっています(新規受付は終了、現在入居されている方に限る)。宮城県では、特定の要件に該当する方について供与を延長する「特定延長」の考え方を導入し、国との延長協議を進めています。

◆被災者生活再建支援金

東日本大震災により住宅を失った世帯に対し、住宅の再建方法に応じて被災者生活再建支援金が支給される制度です。申請期間内に、市町村役場を経由して申請書を公益財団法人都道府県会館に提出する必要があります。東日本大震災による被害についての申請期間は次のとおりです。

- ⇒住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金):平成28年4月10日まで
- ⇒住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金):平成30年4月10日まで



◆住宅の二重ローン支援制度

東日本大震災により住宅に損害を受けた方の生活再建を支援するため、住宅の二重ローンに対し利子補給する制度です。被災程度、債務残高や借入額等、補給を受けるためには条件がありますので、新築・購入、補修等をする住所が所在する市町村までお問い合わせください。

※「災害復興住宅融資」との併用はできません。

◆災害復興住宅融資

東日本大震災により住宅に損害を受けた方が、新たにご自分が住むために住宅を建設、購入または補修する場合、住宅金融支援機構から低利の融資を受けることができます。東日本大震災に伴う原発事故による避難指示区域内の住宅に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた方で、ご自分が住むための住宅を建設または購入する場合も対象となります。

被災住宅に居住している親(満60歳以上の父母・祖父母)が住むための住宅を建設、購入または補修する場合、は親孝行ローンを申し込むことができます。

【お問い合わせ】住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル(電話:0120-086-353)

◆住まいの復興給付金

復興による事業で、平成26年4月1日からの段階的な消費税率の引き上げに伴い、被災された方の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応するための措置です。引き上げ後の消費税率が適用される期間に新たに住宅を建築・購入、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に給付されます。

【お問い合わせ】住まいの復興給付金事務局 コールセンター(電話:0120-250-460(通話料無料)、022-745-0420(フリーダイヤル)を利用できない場合)

法テラス

東日本大震災被災者援助特例法の施行に伴い、全国の法テラス地方事務所にて、東日本大震災法律援助事業が実施されています。弁護士・司法書士による「無料法律相談」をご利用いただけるほか、震災による法的問題の解決を弁護士・司法書士等が支援します。⇒無料法律相談:東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村(東京都を除く)に平成23年3月11日に自宅や営業所などがあった方は、弁護士・司法書士による法律相談を無料で利用できます。⇒問題解決支援:弁護士・司法書士等の費用は、まず法テラスが無利子で立て替え、裁判の判決が出るなどすべての手続きを終えた後に、一括償還するか月々5千~1万円ずつ返済します。【お問い合わせ】震災 法テラスダイヤル(電話:0120-078-309)



横浜市内

どんぐりの会



5月27日(水)・6月11日(木)・6月24日(水)

(第2木曜・第4水曜) 午前9時30分～午後2時頃

東日本大震災の影響で避難している同士が集まって気兼ねなくおしゃべりしながら、趣味のものづくりを楽しんでいます。ご都合のよい時間にお越しください。

場所：かながわ県民センター 15 階

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 (横浜駅西口より徒歩 5 分)

参加対象：東日本大震災の影響で避難されている方

参加費：200 円

主催：どんぐりの会 (小園 080-5058-7310、大橋 090-4551-1109)



横浜市内

手芸とおしゃべりの会



5月30日(土) 午後1時～午後3時

2時間以内で仕上げることができる小物の材料をご用意します。どうぞお気軽においでください。皆さんで楽しく会を作っていきます。

場所：かながわ県民センター 11 階

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 (横浜駅西口より徒歩 5 分)

参加対象：東日本大震災の影響で避難されている方

参加費：おひとり 200 円 (材料費に充てさせていただきます)

主催：NPO 法人かながわ避難者と共にあゆむ会

Tel：045-312-1121 (内線 4142) [受付時間：平日午後 1 時～5 時]



横浜市内

かながわ・あづまっぺお茶っこ会



6月13日(土) (毎月第2土曜) 昼12時30分～午後3時

神奈川近郊に避難されている皆様がお話できる「お茶っこ」を開催します。スタッフがお待ちしておりますので、おひとりでもお気軽にお立ち寄りください。昼食をご持参いただいで召し上がっていただくこともできます。

場所：かながわ県民センター 11 階 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 (横浜駅西口より徒歩 5 分)

参加対象：東日本大震災の影響で避難されている方

参加費：無料

主催：NPO 法人かながわ避難者と共にあゆむ会

Tel：045-312-1121 (内線 4142) [受付時間：平日午後 1 時～5 時]



横浜市内

浪江町ふるさとの集い



6月13日(土) 午後1時～3時

福島県浪江町から避難されている方を対象とする交流会です。地方の方言が飛び交う「ふるさとの集い」で、生活や住宅の悩みなど、日々の不安や喜びを共感できる者同士おしゃべりしませんか？事前にお電話でお申し込みいただくと当日の受付がスムーズになります。ご協力よろしくお願ひします。

場所：かながわ県民センター 2 階ホール 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 (横浜駅西口より徒歩 5 分)

参加対象：福島県浪江町から避難されている方

参加費：無料

共催：NPO 法人かながわ避難者と共にあゆむ会、ふるさとの集い

Tel：045-312-1121 (内線 4142) [受付時間：平日午後 1 時～5 時]



交流ひろば 5～6月

5月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27 ☺	28	29	30 ☺	31

6月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11 ☺	12	13 ☺	14
15	16	17	18	19	20 ☺	21
22	23	24 ☺	25	26	27	28 ☺
29	30					

日時等は変更される場合があります。お問い合わせはそれぞれの主催団体までお願いいたします。

川崎市内

神奈川散歩カフェ「溝の口から二子玉川へ」



6月20日(土) 午前10時

詳細はチラシでお知らせします。

集合場所：JR南武線「武蔵溝ノ口駅」改札口

(東急田園都市線「溝の口駅」からは徒歩1分です)

コース：武蔵溝ノ口駅～東急田園都市線「二子玉川駅」

対象：東日本大震災の影響で避難されている方(定員30名)

参加費：200円

主催：NPO法人かながわ避難者と共にあゆむ会

協力：NPO法人神奈川県歩け歩け協会



川崎市内

すくらむ21「手作りマルシェ」



6月28日(日) 午前10時～午後3時

すくらむ21では、月1回、東日本大震災で避難している女性を対象とするサロンを開催しています。6月は、すくらむ21で開催される手作りマルシェに、焼きそばと綿あめで出店する予定です。ぜひ遊びにお越しください。

場所：川崎市男女共同参画センター (愛称：すくらむ21)

川崎市高津区溝口 2-20-1 (東急線「溝の口駅」/JR南武線「武蔵溝ノ口駅」から徒歩 10 分)

参加対象：東日本大震災の影響で避難されている女性 (予約不要)

参加費：無料

主催：川崎市男女共同参画センター

Tel：044-813-0808 Fax：044-813-0864 HP：http://www.scrum21.or.jp

